

第2章 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の必要性と性格

1 東京都特別支援教育推進計画(第二期)策定の必要性

(1) これまでの成果に立脚した特別支援教育の更なる充実

平成 16 年度に策定した東京都特別支援教育推進計画に基づく施策の展開により、特別支援学校の再編や、指導内容の充実、教育条件の整備など、都の特別支援教育は着実に進展・充実しています。

一方で、知的障害特別支援学校の施設整備、職業教育や特別支援学校のセンター的機能の充実、スポーツ・芸術教育の推進や教員の専門性向上など、特別支援教育の更なる充実に向けた取組を計画的に推進する必要があります。

(2) 障害者を取り巻く状況や社会状況の変化に対応した特別支援教育の推進

障害者権利条約の批准と関連する国内法の整備や、インクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、主権者教育の推進等の新たな課題への適切な対応が求められるほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」の策定などにより、東京の諸状況も今後、大きく変化していくことが見込まれます。

(3) 計画策定の必要性

こうした中、現行計画は、平成 28 年度をもって計画期間の満了を迎えますが、今後も、これらの状況変化に適切に対応した特別支援教育を推進する必要があります。

都は、現在、障害者も含めて誰もが生き生き生活できる、活躍できる都市・東京（「ダイバーシティ」）をはじめとして、「セーフ シティ」、「スマート シティ」の三つの「新しい東京」の実現を目指しており、こうした都市にふさわしい特別支援教育の充実を目指していく必要があります。

こうした状況に適切に対応し、特別支援教育の更なる充実を図るため、東京都特別支援教育推進計画に続く、東京都特別支援教育推進計画(第二期)を策定し、障害のある幼児・児童・生徒たちの将来の自立と社会参加を見据えて、一人一人の能力と可能性を最大限伸長する特別支援教育を更に推進していきます。

2 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の性格

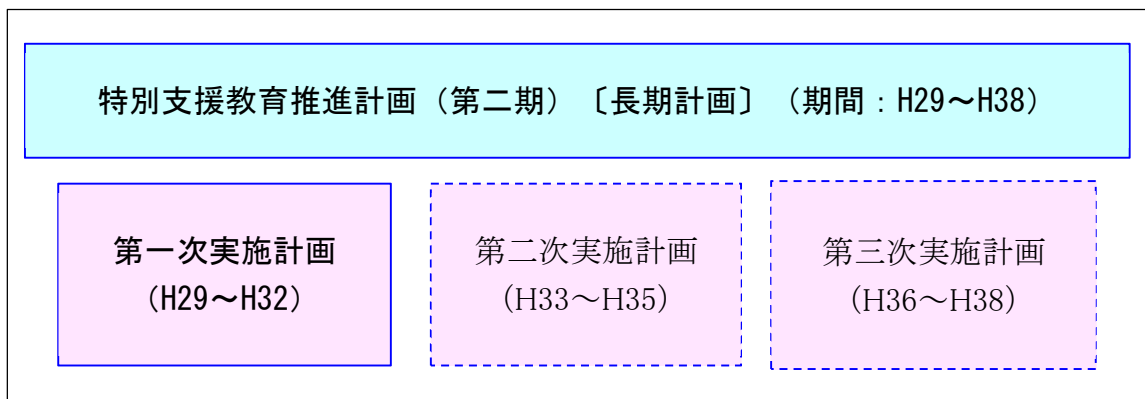
（1）東京都特別支援教育推進計画（第二期）の性格

本計画は、「共生社会」や「自立と社会参加」といったこれまでの計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、さらに、この間の社会状況の変化や新たな課題に適切に対応するため、中長期的な視点に立って今後の都の特別支援教育の方向性を示す、10年間の長期計画として策定します。

また、これと併せて、当面の3～4年間における具体的取組の内容や実施時期を明らかにする実施計画の内容も盛り込んでいきます。

（2）計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。また、第一次実施計画としての計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。実施計画については、3～4年ごとに改定していきます。



3 特別支援学校及び特別支援学級の在籍者・利用者数の将来推計

今後の特別支援教育の充実を図る上では、その対象となる障害のある幼児・児童・生徒の将来の人口推計を勘案する必要があります。

都教育委員会では、本計画の策定に当たり、特別支援学校の在籍者数及び小学校、中学校の特別支援学級の在籍者・利用者数に関する推計を行いました。その結果は、下表のとおりです（推計の詳細は、参考資料2（p183）及び参考資料4（p186）を参照）。

（単位：人）

学校・障害種別	平成 28年度 (実数)	平成 32年度	平成 35年度	平成 38年度	平成 40年度
特別支援学校*1	12,372	13,267	14,150	14,986	15,204
視覚障害	239	256	259	261	262
聴覚障害	701	728	740	749	747
知的障害	9,060	9,836	10,643	11,425	11,644
肢体不自由*2	2,213 ----- (2,064)	2,279 ----- (2,161)	2,336 ----- (2,218)	2,376 ----- (2,258)	2,377 ----- (2,259)
病弱*2	159 ----- (308)	168 ----- (286)	172 ----- (290)	175 ----- (293)	174 ----- (292)
小学校、中学校*3 特別支援学級	24,527	35,793	39,731	40,410	40,289
知的障害（固定学級）	9,035	10,298	11,242	11,692	11,757
情緒障害等（通級指導学級）*4	11,545	21,074	23,890	24,080	23,942
その他	3,947	4,421	4,599	4,638	4,590

*1 区立特別支援学校を含む。

*2 上段は、平成28年度の各教育部門の在籍者数（実数）をベースに、平成29年度実施予定の病弱教育部門再編を実施しなかった場合の推計値。下段は、病弱教育部門再編を実施した場合の推計値

なお、平成28年度の下段の欄には、既に病弱再編を実施しているものと仮定し、平成28年度の肢体不自由教育部門の在籍者の一部を病弱教育部門に振り分け算出して得た数値を、それぞれ記載

*3 義務教育学校を含む。

*4 特別支援教室を含む。

特別支援学校の推計値を見ると、全体としては、平成 28 年度の在籍者数は、12,372 人となっていますが、平成 38 年度には、約 15,000 人にまで増加する見込みとなっています。特に、知的障害特別支援学校の在籍者数については、今後 10 年間で約 2,400 人増加することが見込まれており、平成 38 年度以降もその傾向が続く推計結果となっています。

また、小学校、中学校の特別支援学級の推計値を見ると、全体としては、平成 28 年度の在籍者・利用者数は、24,527 人となっていますが、平成 38 年度には、約 40,000 人にまで増加する見込みとなっています。

本計画の計画期間は平成 38 年度までとしておりますが、知的障害特別支援学校の在籍者数が平成 38 年度以降も増加することなどを見据えて、取組を進める必要があります。

都教育委員会では、こうした推計結果を踏まえて、障害のある幼児・児童・生徒の教育環境の充実を図るため、特別支援学校の適正規模・適正配置などの取組を、今後も着実に進めていきます。

4 国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進

特別支援教育の更なる充実を図っていくためには、国、都及び区市町村が一体となって取り組んでいくことが不可欠です。

都教育委員会はこれまでも、国の動向を踏まえつつ、区市町村との適切な役割分担の下で、特別支援教育の充実を図っており、今後とも、以下の考え方に立って、特別支援教育を推進していきます。

(1) 都教育委員会の役割

都教育委員会は、本計画に基づき、全ての公立学校における特別支援教育を充実していきます。そのためには、区市町村教育委員会や各学校における実態を踏まえつつ、障害のある幼児・児童・生徒の能力を最大限に伸長する上で最も効果的な方法により、ソフト・ハード両面から様々な事業を展開していくことが求められます。

また、特別支援教育を推進するための体制整備として、特別支援学校のみならず、小学校、中学校及び都立高校等を含めた教員の専門性の向上が必要であるほか、乳幼児期から学校卒業後の自立までを見据えて、教育分野だけでなく、保健・医療・福祉・労働等の各関係機関との連携が重要となります。

さらには、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を実現するため、社会全体の理解促進をより一層図っていく必要があります。

こうした観点から、本計画に基づく取組を的確・迅速に進め、都における特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

また、国においては、障害者権利条約の批准と関連する国内法の整備が行われるとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、新しい概念として示された「合理的配慮」と「基礎的環境整備」への対応を図るため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）による実践的な取組事例を公開するとともに、教育支援体制整備事業費補助金（インクルーシブ教育システム推進事業）の交付等による各自治体や学校における体制整備のための方策を打ち出しています。

さらに、平成28年12月、学校教育法施行規則の一部を改正する省令等が公布され、高校における通級による指導が制度化されたほか、文部科学省の中央教育審議会が学習指導要領等の改善及び必要な方向性等について答申を取りまとめました。特別支援学校の指導を充実していくためには、学習指導要領の

改訂を見据えて、社会の変化に視点を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」の考え方、育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方、課題の発見や解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導を充実していく必要があります。

教育以外の分野では、成人年齢の引下げについても、今後議論が進められるといった動きもあり、その検討状況を注視していく必要があります。

都教育委員会は、こうした国の動きを踏まえて、本計画に基づく事業を着実に実施することで、特別支援教育の更なる充実を図ります。

(2) 区市町村教育委員会の役割

区市町村教育委員会は、本計画の趣旨や各施策の方向性を十分に踏まえ、各自治体における特別支援教育の充実・発展に努めていく役割を担っています。

具体的には、小学校、中学校における発達障害のある児童・生徒に特別な指導を行うための特別支援教室の設置に伴い、適切な指導体制の確立や指導内容・方法の充実が必要となっています。

また、特別支援学級において、質の高い教育を実践していくためには、特別支援学級担任の専門性の向上が不可欠であり、特別支援教育担当指導主事等による学校への積極的な支援により、指導力の向上を図っていくことが求められます。

さらに、障害のある幼児・児童・生徒にとって、障害の状態等に即した最も適切な就学先を決定できるようにするためには、就学相談等の機能強化や保護者等への理解促進を更に推進する必要があります。

加えて、小学校、中学校に就学した障害のある児童・生徒に適切な指導・支援を行うためには、合理的配慮の適切な提供や、その基礎となる教育環境の充実を図ることが求められます。

こうした観点から、各区市町村教育委員会においては、都教育委員会との緊密な連携の下、障害のある幼児・児童・生徒への支援体制の整備を図っていくことが望まれます。

(3) 都立特別支援学校の役割

特別支援学校は、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させることで、幼児・児童・生徒の自立や社会参加を実現していくため、校長を中心として、全ての教職員が高い専門性を発揮できる指導体制を構築することが引き続き求められます。

また、東京都特別支援教育推進計画に基づき設置した知的障害特別支援学校

高等部の就業技術科・職能開発科における主に知的障害が軽い生徒の職業的な自立を図るための職業教育を一層充実させていくことや、複数の障害教育部門を併置する学校における複数の障害のある児童・生徒への効果的な指導方法を他の特別支援学校等に普及させていくことが必要です。

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能の発揮という重要な役割を担っています。全ての学びの場における教育を充実させていくためには、特別支援学校が蓄積した専門的な知識や技能を用いて、区市町村教育委員会と連携しながら、地域の幼稚園や保育所、小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実を支援していくことが、今まで以上に求められます。

また、副籍制度^{*11}等により、特別支援学校と小学校、中学校との間で、交流及び共同学習を充実させるなど、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ場を多く創出していくことも必要です。

(4) 小学校、中学校及び都立高校等の役割

小学校、中学校及び都立高校等は、発達障害を含めて障害のある児童・生徒が多数在籍している状況を踏まえて、障害に応じた指導・支援等の更なる充実を図ることが求められます。

発達障害教育の推進については、平成 28 年 2 月に策定した東京都発達障害教育推進計画に基づき、教育環境の整備と指導の充実を今後も図っていく必要があります。

その他の障害のある児童・生徒への対応については、通常の学級や特別支援学級等において、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行うことができるよう、体制の整備を図る必要があります。そのためには、小学校、中学校における特別支援学級担任の専門性の向上はもとより、全ての教職員が特別支援教育に関する正しい知識を身に付けた上で、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な体制づくりを進めていくことが求められます。

個々の児童・生徒への指導・支援や合理的配慮の適切な提供方法等について、特別支援学校が担うセンター的機能を大いに活用し、特別支援学校教員の助言・援助を受け、実践を重ねていくことが望まれます。また、小学校、中学校及び都立高校等と特別支援学校との学校間交流や、特別支援学級と通常の学級との間での児童・生徒の交流を盛んに行うとともに、保護者や地域の人々へ共生社会に向けた理解促進を積極的に行っていくことが期待されます。

5 計画の進行管理（PDCAサイクルの構築）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）の取組を着実に推進するためには、本計画に関するPDCAサイクルを、しっかりと機能させていく必要があります。

本計画では、3～4年ごとに実施計画を策定することとしていますが、実施計画の策定に当たっては、それまでの取組状況を把握した上で、その成果や課題を踏まえて、必要な施策を講じていくことが大切です。

また、特別支援学校及び特別支援学級の在籍者・利用者数の将来推計については、その算定の基礎となる東京都の人口推計や教育人口等推計が変動するものであることなどから、定期的な見直しを行う必要があります。

こうした点を踏まえて、本計画では、以下のような取組を通じて、計画のPDCAサイクルを適切に機能させていきます。

（1）「東京都特別支援教育推進計画（第二期）実施状況報告（仮称）」の作成

本計画で定めた取組の実施状況について、次期実施計画の策定に合わせて、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）実施状況報告（仮称）」を取りまとめしていきます。

具体的には、第一次実施計画の取組については平成32年度に、第二次実施計画の取組については平成35年度に、それぞれ取組状況を明らかにしていきます。

（2）特別支援学校及び特別支援学級の在籍者・利用者数の将来推計の見直し

障害のある児童・生徒の将来の人口推計については、今後変動することもあり得ます。

この推計は、知的障害特別支援学校の適正規模・適正配置をはじめとして、特別支援学校等の施設整備等を進める上での基礎となる重要なものです。

また、施設整備は、調査、設計、工事という流れで進んでいくもので、完成までには一定の期間を要します。このため、施設整備の基礎となる推計を定期的に見直さなければ、過大な施設整備や必要な施設の不足といった事態を招くおそれもあります。

こうしたことから、各実施計画の策定に合わせて、特別支援学校及び特別支援学級の在籍者・利用者数の将来の推計を見直します。

具体的には、平成32年度及び平成35年度に、10年先を見据えた新たな推計を明らかにしていきます。新たな推計の結果、特別支援学校及び特別支援学級の在籍者・利用者数の推計が、大きく増加又は減少する場合には、必要に応じ

て、施設整備計画や本計画の計画期間等を見直すことで、必要な施設を計画的に整備していきます。

※11 副籍制度

特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小学校、中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接的な交流（小学校、中学校の学校行事や地域行事等における交流、小学校、中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度